

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について

1 部活動

部活動は原則休止とする。

ただし、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクールへの参加及び参加に向けた活動(※)に限り、時間を短縮して実施してもよい。

※公式な大会やコンクールへの参加及び参加に向けた活動

- ・高等学校体育連盟や中学校体育連盟、競技団体、文化関係連盟・協会が主催する全国大会、近畿大会またはそれにつながる予選会、コンクールへの参加及び参加に向けた活動
- ・文化部等が文化祭において最終学年の生徒の発表の場として行う活動

なお、活動にあたっては以下の点に留意すること。

- ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。
- イ 活動内容等を精選し、十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は行わない。
- ウ 大会初日から起算して3週間前から活動可とする。
- エ 活動は平日2時間、休日3時間以内とし、「大阪府部活動の在り方に関する方針」に基づき、週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。
- オ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- カ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をすること自体を控えるよう、特に指導を徹底する。
- キ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- ク 練習試合や合同練習は禁止とする。

2 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等への対応

府立学校における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が非常に高い水準となっており、これまで以上に同感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等の増加が想定されることから、このような児童生徒等に対しては、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないこととする旨、児童生徒等及び保護者に改めて周知徹底する。あわせて、登校しない児童生徒等に対して、児童生徒等や保護者の意向も踏まえながら、積極的にオンラインを活用した学びの支援を行う。